

伊丹市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等消毒費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は，新型コロナウイルス感染症に罹患した患者が発生，又は訪問のあった事業者が，事業所等の消毒，清掃等を実施した場合に要する経費に対して補助を行うことで，社会生活を維持する上で必要な事業所等を早期に復旧し，新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる事業者は，次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 市内に事業所等の事業拠点を有する者
 - (2) 市内事業所等において，新型コロナウイルス感染症に罹患した患者が発生，又は訪問のあった事業者であって，地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の指示に基づき，令和2年2月1日以降に事業所等の消毒，清掃等（以下「補助対象事業」という。）を実施した者
- 2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する事業者は補助対象事業者としない。
- (1) 大企業（事業者のうち，中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）を除くものをいう。）
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種並びにそれらに類似する業種を営む者
 - (3) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
 - (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
 - (5) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2

条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者

(6) 市税等に滞納がある者

(交付の対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助対象事業の実施に要した経費とする。

2 市内事業所等のうち，住居として利用している部分がある場合は，当該部分については補助の対象外とする。

3 補助対象経費には消費税及び消費税相当額は含まないものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は，予算の範囲内において，1事業者につき100,000円を上限とし，補助対象経費が補助上限額を下回る場合は，補助対象経費を補助する。

2 補助対象事業を専門業者へ委託せず，補助対象事業者が自ら行った場合の人件費に対する補助の上限は，事業所等の床面積50㎡までは3,000円とし，以降50㎡毎に3,000円ずつ加算する。

3 前項の規定にかかわらず，国，兵庫県等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という）の交付を受けようとする場合又は受けた場合は，補助対象経費から国等の補助金の額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は，補助対象事業完了後30日以内，かつ令和3年4月30日までに，補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は，前条の申請があったときは，その内容を審査のうえ，交付の可否を決定し，通知するものとする。

2 前項による審査終了後速やかに、補助対象事業者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。

(交付決定の取消し等)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第 8 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第 9 条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助対象事業者に対し報告を求め、又は当該職員を事業所等に立ち入らせ調査させることができる。

(細則)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 4 日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

2 この要綱の施行前に補助対象事業を実施した者に対する第 5 条の規定の適用については、同条中「30 日以内に」とあるのは「この要綱の施行後速やかに」とする。